

バーゼル銀行監督委員会による市中協議文書 「レバレッジ比率の枠組みの見直し」の概要

2016年4月

金融庁／日本銀行

- * 当資料は、バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）が公表した市中協議文書の内容の理解促進の一助として、作成されたものです。バーゼル委へのコメントを検討される際は、必ず市中協議文書（原文）に当たって御確認下さい。また、本資料の無断転載・引用は固くお断り致します。

概 要

- バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）は、リスクベースの自己資本比率に対する補完的指標であるレバレッジ比率を、バーゼルⅢの改革措置の一つとして導入。
- 2015年1月からレバレッジ比率及びその構成要素の開示を開始しており、2018年1月からの第1の柱としての実施に向け、2016年中にレバレッジ比率のデザイン（分子や分母の定義）や水準について最終的な調整を行なうこととしている。
- 今般、国際的に活動する全ての銀行に対する最低水準やグローバルなシステム上重要な銀行（G-SIB）に対する水準の上乗せ、分母のエクスポージャーの計測方法の見直しにつき、市中協議を実施。

最低水準及びG-SIBに対する追加的要件

- 全ての銀行に対するレバレッジ比率の最低水準はTier1資本比3%。

$$\text{レバレッジ比率} = \frac{\text{Tier 1資本}}{\text{エクスポージャー額(オンバランス項目+オフバランス項目)}} \geq 3\%$$

- G-SIBに対する水準の上乗せについて、下記3点につき、市中からの意見を募集。
 - (1) 上乗せの水準に充当可能なその他Tier 1に上限を設けるべきか
 - (2) 上乗せの水準は、全てのG-SIBにとって一律であるべきか
可変的なもの(自己資本比率規制におけるバケット毎に水準を設定)であるべきか
 - (3) 上乗せされた水準を最低水準と位置づけるべきか
バッファとすべきか(後者の場合、自己資本比率規制上のバッファと同様に配当制限等の要件も課すべきか)
- G-SIBに対する上乗せの具体的な水準等については、今後の定量影響度調査(QIS)の結果を踏まえ、検討予定。

デリバティブエクスポージャー (SA-CCRの採用)

- 現行:カレントエクスポージャー方式(CEM)

$$\text{エクスポージャー} = \text{再構築コスト(RC)} + \text{潜在的将来エクスポージャー(PFE)}$$

- ✓ レバレッジ比率は、原則、担保効果を認めておらず、証拠金によるエクスポージャー削減効果も認めていない。但し、一定の要件を満たした現金変動証拠金は決済とみなし、再構築コストを減額。
- ✓ 売建てクレジットデリバティブは、実質的な想定元本も加味。

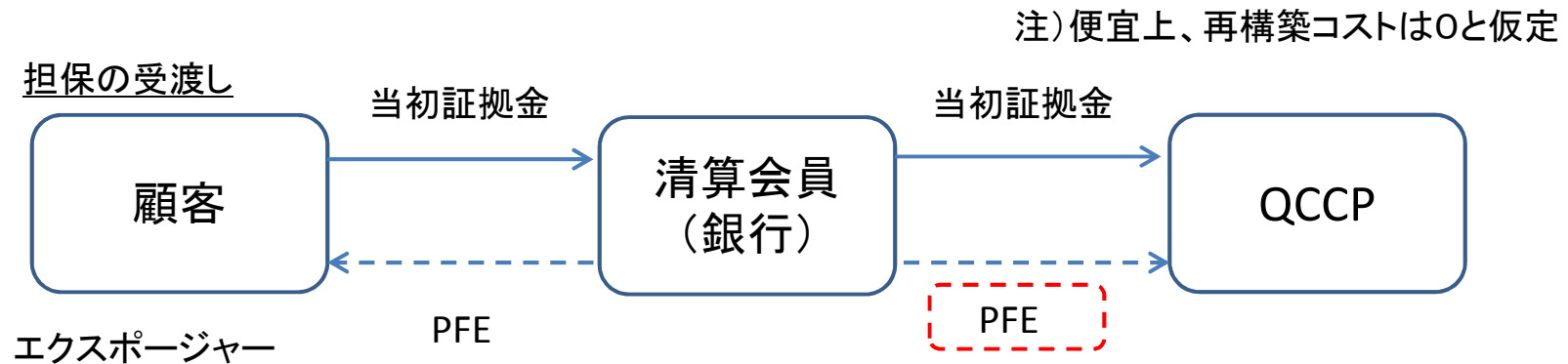
- 変更案:カウンターパーティ信用リスクエクスポージャーの計測に係る標準的手法(SA-CCR)

$$\text{エクスポージャー} = 1.4 \times (\text{再構築コスト} + \text{潜在的将来エクスポージャー})$$

- ✓ 引き続き、証拠金によるエクスポージャー削減効果は認めない。具体的には、現行通り、一定の要件を満たした現金変動証拠金のみ決済と見なし、再構築コストを減額。潜在的将来エクスポージャーについては、乗数を「1」として計算、変動証拠金の受渡しによるマージン期間の短縮効果はエクスポージャー計測に反映。
- ✓ 引き続き、売建てクレジットデリバティブは、実質的な想定元本も加味。

デリバティブエクスポージャー (顧客清算取引の扱い)

● 顧客清算取引の扱い(銀行は清算会員)



清算会員にQCCPデフォルト時に発生する損失を顧客に対して補償する義務が無い場合、QCCP向けトレードエクスポージャーは除外

- ✓ 顧客との取引レグに関し、潜在的将来エクスポージャーに対する当初証拠金のエクスポージャー削減効果を認めていない(変動証拠金の受渡しによるマージン期間の短縮効果はエクスポージャー計測に反映されるが、当初証拠金の担保効果は反映せず)。
- ✓ 本取扱いにより、清算会員による中央清算サービスの提供が難しくなっているととの市中からの意見を踏まえ、バーゼル委は、レバレッジ比率の清算会員への影響につき、市中よりデータ及びその他の情報(エビデンス)を募集。4月に予定されているQISにおいてもデータを収集予定。

デリバティブエクスポージャー (通貨ミスマッチ／クレジット・デリバティブ)

- 通貨ミスマッチ
 - ✓ 現金変動証拠金による再構築コストの減額については、変動証拠金を受け渡す現金と決済通貨が同一であることを要件としている。
 - ✓ 2014年10月公表のFAQにおいて、「決済通貨」(settlement currency)とは、デリバティブ取引に係る契約(マスターネットリング契約および付随する担保契約を含む)において規定される決済通貨であるとの暫定的な回答を提示。
 - ✓ 今般の市中協議文書では、現金変動証拠金を受け渡す受渡通貨と終了通貨(termination currency)にミスマッチがある場合、ヘアカットの適用を提案。
- クレジット・デリバティブの想定元本の相殺に関する追加要件
 - ✓ 売却したクレジット・デリバティブについては、カウンターパーティ信用リスクに加え、実質的な想定元本をエクスポージャーとして捕捉するが、クレジット・デリバティブを購入した場合、一定要件の下、想定元本の相殺が可能。
 - ✓ クレジット・デリバティブの購入先が、クレジット・デリバティブの参照先と関連するまたは信用リスクの相関が高い相手先である場合、クレジットプロテクションが有効でないおそれがあるとし、想定元本の相殺を認めない取扱い(相殺要件の追加)。

有価証券等の未決済取引(1)

- 有価証券等の売買に伴い生じる約定見返勘定の会計処理は会計基準により異なるため、エクスポージャーの算出方法につき、規制上の統一的な取扱いを提示。
- 取引日に資産・負債を認識する約定日基準と、受渡日に取引を認識する受渡日基準の差異については、購入資産がオフバランスとなる受渡日会計は認めない(受渡日会計を適用している銀行は、購入資産にCCF100%を適用)。
- 約定日基準のなかで、以下2つのオプションを併記し、各オプションにつき、市中から意見を募集。
 - オプションA: 約定見返勘定に関する資産・負債の相殺を認めず、グロスベースでエクスポージャーを算出。
 - オプションB: 一定の条件(次ページ)の下で資産・負債の相殺を認め、ネットベースでエクスポージャーを算出。

有価証券等の未決済取引(2)

- バーゼル委は、オプションAについて、同オプションが採用された場合の下記に対する影響(または既に生じている影響)に関するデータと意見を募集。
 - ① 金融機関のバランスシート
 - ② マーケット・メイク機能および潜在的な市場流動性
- また、オプションBに関しても、前記相殺に関し、以下の要件を設定することにつき、意見を募集。
 - ① マーケット・メイカーが実施する取引
 - ② 公正価値評価されトレーディング勘定に含まれる資産
 - ③ DVP(delivery-versus-payment)取引
 - ④ その他

引当金等

- 現行規則では、一般貸倒引当金のエクスポージャーからの減額は認められていない。また、オフバランスシート(OBS)項目に関連する一般・個別貸倒引当金によるエクスポージャーの減額の可否や、規制上の価値調整(Prudent Valuation Adjustments)の取扱いは明記されていない。
- 市中協議文書では、レバレッジ比率の分子・分母の整合性を確保するため、以下のとおり取扱いを明確化。
 - 一般・個別貸倒引当金ともに、Tier1資本を減少させる場合、エクスポージャーから減額可。
 - OBS項目に関連する一般・個別貸倒引当金がTier1資本を減少させる場合、CCF適用後のOBSエクスポージャーから減額可。
 - 市場流動性が低い資産に対するPVAがTier1資本から控除される場合、エクスポージャーから減額可。

オフバランスシート項目

- 現行のレバレッジ比率におけるOBS項目は、信用リスクに係る標準的手法で規定されている掛け目（CCF）を適用してエクスポージャーを算出。ただし、CCFに10%のフロアを適用。
- 信用リスクに係る標準的手法の見直しに関する第2次市中協議文書では、OBS項目の取扱いの見直し（含むCCF）が提案されており、レバレッジ比率でも見直し後の取扱いを適用。
- ただし、信用リスクに係る標準的手法において、見直し後の取扱いが適用されるまでは、現行の取扱いを継続。
- 証券化関連のOBSエクスポージャーについては、自己資本比率規制における証券化エクスポージャーに関する枠組みが、2018年1月より実施予定のため、レバレッジ比率においても、2018年1月より同枠組みに基づきOBSエクスポージャーを算出。

その他

- キャッシュプーリングの取扱いを明確化。
 - Notional cash pooling(顧客グループ内の企業間で現実の資金移動を伴わない):グロスベースで残高を計上。
 - Physical cash pooling(現実の資金移動を伴う):①貸借残高が単一の口座に集約されること、②金融機関が各企業の債務不履行に責任を負わないこと、③少なくとも日次ベースで決済されることを条件に、ネットベースで残高を計上。
- オープンレポについては、2015年7月公表のFAQにおいて、同一満期要件を満たさないことから、ネットティングを認めない取扱いとしたが、一部の国で実質的にオーバーナイトレポとしての機能を有していることから、取引に与える影響や取扱いの見直しの必要性について追加的なエビデンスを募集。
- FAQに関しては、一般性を有する事項を規則に反映、個別性の強い事項は引き続き、FAQとしての取扱い。

市中協議・今後の予定

- 本市中協議へのコメント期限は、2016年7月6日。
- 2016年4月に追加的なQISを実施予定。レバレッジ比率については、本市中協議に関する項目に加え、顧客清算取引に関連するデータを収集予定。
- 市中コメントおよびQIS結果を踏まえ2016年末までに最終化予定。
- 2018年1月から第1の柱として実施予定。